

第1編

犯罪の動向



法務省赤れんが棟

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第1章
第2章
第3章

刑法犯
特別法犯
諸外国における犯罪動向

第1節 主な統計データ

令和3年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値も参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

令和3年の主な統計データ（刑法犯）

		(前年比)	[平成14年比]
① 認知件数			
刑法犯	568,104件	(- 46,127件、 - 7.5%)	[- 80.1%]
窃盗を除く刑法犯	186,335件	(- 10,605件、 - 5.4%)	[- 60.9%]
(参考値)			
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	289,185件	(- 11,504件、 - 3.8%)	[- 65.6%]
うち危険運転致死傷	697件	(- 33件、 - 4.5%)	[+ 116.5%]
うち過失運転致死傷等	288,488件	(- 11,471件、 - 3.8%)	[- 65.7%]
② 検挙件数			
刑法犯	264,485件	(- 14,700件、 - 5.3%)	[- 55.4%]
窃盗を除く刑法犯	103,469件	(- 5,029件、 - 4.6%)	[- 45.1%]
③ 検挙人員			
刑法犯	175,041人	(- 7,541人、 - 4.1%)	[- 49.6%]
窃盗を除く刑法犯	90,681人	(- 3,437人、 - 3.7%)	[- 45.6%]
(参考値)			
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	297,307人	(- 11,256人、 - 3.6%)	[- 65.9%]
うち危険運転致死傷	694人	(- 38人、 - 5.2%)	[+ 115.5%]
うち過失運転致死傷等	296,613人	(- 11,218人、 - 3.6%)	[- 66.0%]
④ 発生率			
刑法犯	452.7	(- 34.3)	[- 1,785.8]
窃盗を除く刑法犯	148.5	(- 7.6)	[- 225.1]
(参考値)			
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	230.4	(- 7.9)	[- 428.6]
うち危険運転致死傷	0.6	(- 0.0)	[+ 0.3]
うち過失運転致死傷等	229.9	(- 7.9)	[- 428.9]
⑤ 検挙率			
刑法犯	46.6%	(+ 1.1pt)	[+ 25.8pt]
窃盗を除く刑法犯	55.5%	(+ 0.4pt)	[+ 16.0pt]

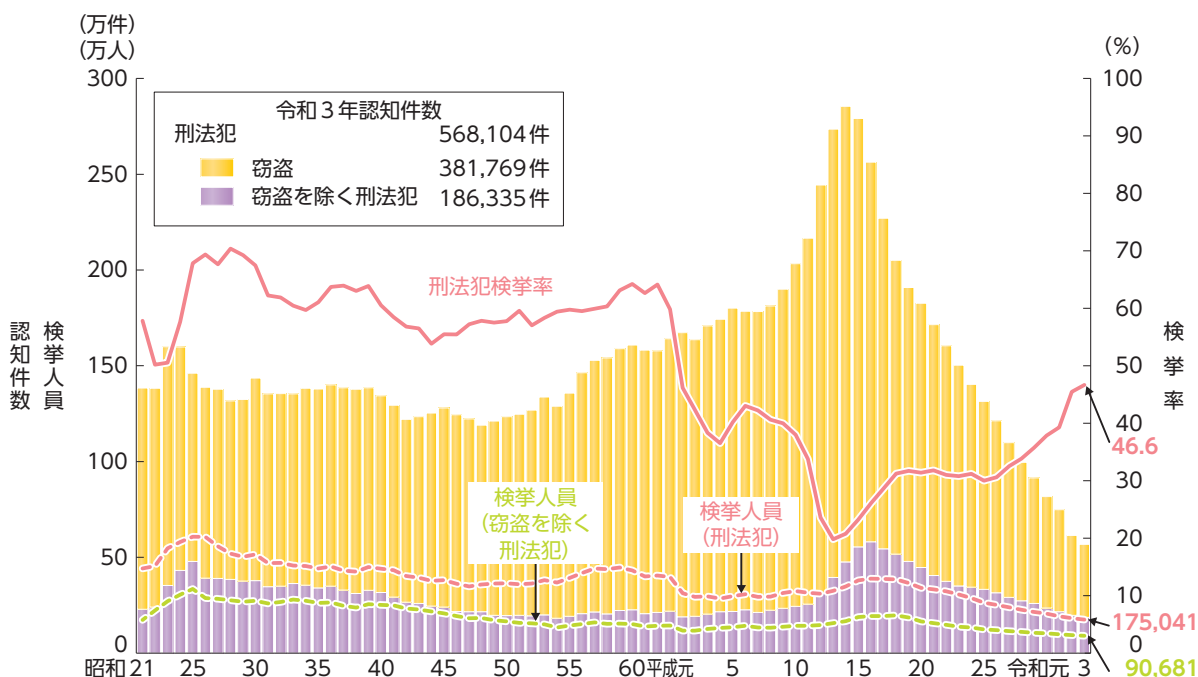
注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、1-1-1-1図のとおりである（CD-ROM資料1-1参照）。

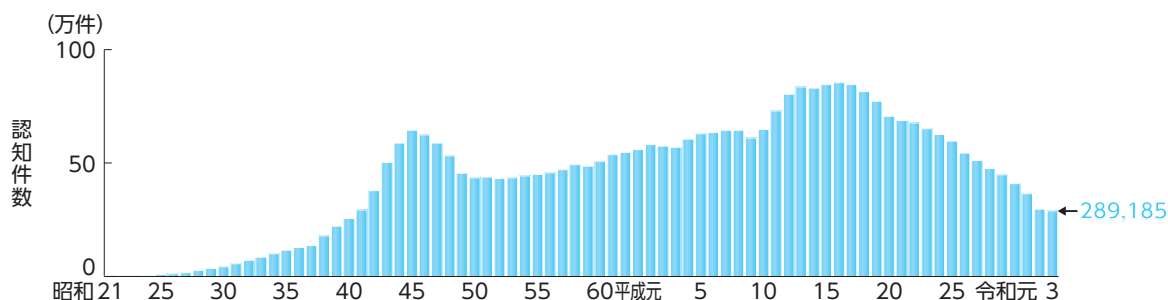
1-1-1-1図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

（昭和21年～令和3年）

① 刑法犯



② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「①刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 昭和40年以前の「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷を含む。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、19年連続で減少しており、令和3年は56万8,104件（前年比4万6,127件（7.5%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第2節1項参照）ことに伴うものである。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.5を記録したが、15年から低下に転じ、25年からは毎年戦後最低を記録している（1-1-1-1図CD-ROM参照）。

令和3年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

(令和3年)

罪名	認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率
総数	568,104 (-46,127)	452.7 (-34.3)	264,485 (-14,700)	175,041 (-7,541)	46.6 (+1.1)
殺人	874 (-55)	0.7 (-0.0)	883 (-30)	848 (-30)	101.0 (+2.8)
強盗	1,138 (-259)	0.9 (-0.2)	1,130 (-228)	1,460 (-194)	99.3 (+2.1)
放火	749 (-37)	0.6 (-0.0)	664 (-36)	534 (-48)	88.7 (-0.4)
強制性交等	1,388 (+56)	1.1 (+0.1)	1,330 (+33)	1,251 (+74)	95.8 (-1.6)
凶器準備集合	6 (+1)	0.0 (+0.0)	4 (-)	12 (-10)	66.7 (-13.3)
暴行	26,436 (-1,201)	21.1 (-0.8)	23,257 (-1,058)	23,993 (-890)	88.0 (-0.0)
傷害	18,145 (-818)	14.5 (-0.6)	15,585 (-1,305)	17,525 (-1,301)	85.9 (-3.2)
脅迫	3,893 (+115)	3.1 (+0.1)	3,373 (+74)	2,964 (+102)	86.6 (-0.7)
恐喝	1,237 (-209)	1.0 (-0.2)	1,072 (-184)	1,230 (-285)	86.7 (-0.2)
窃盗	381,769 (-35,522)	304.2 (-26.6)	161,016 (-9,671)	84,360 (-4,104)	42.2 (+1.3)
詐欺	33,353 (+2,885)	26.6 (+2.4)	16,527 (+1,257)	10,400 (+2,074)	49.6 (-0.6)
横領	13,028 (-2,514)	10.4 (-1.9)	10,135 (-2,643)	9,617 (-2,456)	77.8 (-4.4)
遺失物等横領	11,746 (-2,408)	9.4 (-1.9)	9,056 (-2,502)	8,680 (-2,312)	77.1 (-4.6)
偽造	1,893 (-197)	1.5 (-0.1)	1,428 (-130)	991 (-32)	75.4 (+0.9)
贈収賄	47 (+15)	0.0 (+0.0)	52 (+28)	79 (+41)	110.6 (+35.6)
背任	63 (+1)	0.1 (+0.0)	51 (-7)	60 (-3)	81.0 (-12.6)
賭博・富くじ	130 (+12)	0.1 (+0.0)	121 (+9)	518 (+23)	93.1 (-1.8)
強制わいせつ	4,283 (+129)	3.4 (+0.1)	3,868 (+102)	2,903 (+143)	90.3 (-0.3)
公然わいせつ	2,431 (-32)	1.9 (-0.0)	1,846 (+62)	1,452 (+73)	75.9 (+3.5)
わいせつ物頒布等	1,050 (+62)	0.8 (+0.1)	917 (+30)	563 (-5)	87.3 (-2.4)
公務執行妨害	2,094 (-24)	1.7 (-0.0)	2,036 (-36)	1,597 (-69)	97.2 (-0.6)
失火	244 (+17)	0.2 (+0.0)	129 (+3)	116 (+17)	52.9 (-2.6)
住居侵入	9,780 (-1,241)	7.8 (-0.9)	5,678 (-679)	3,425 (-257)	58.1 (+0.4)
略取誘拐・人身売買	389 (+52)	0.3 (+0.0)	365 (+30)	376 (+110)	93.8 (-5.6)
盗品譲受け等	733 (-142)	0.6 (-0.1)	714 (-98)	607 (-102)	97.4 (+4.6)
器物損壊	56,925 (-7,164)	45.4 (-5.4)	8,463 (-113)	4,563 (-359)	14.9 (+1.5)
暴力行為等処罰法	10 (-10)	0.0 (-0.0)	12 (-8)	20 (-5)	120.0 (+20.0)
その他	6,016 (-47)	4.8 (-0.0)	3,829 (-102)	3,577 (-48)	63.6 (-1.2)

(参考値)

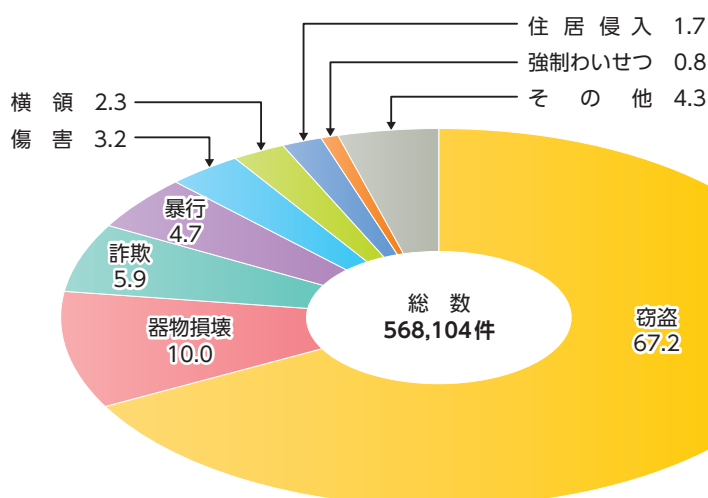
危険運転致死傷	697 (-33)	0.6 (-0.0)	697 (-33)	694 (-38)	100.0 (-)
過失運転致死傷等	288,488 (-11,471)	229.9 (-7.9)	288,488 (-11,471)	296,613 (-11,218)	100.0 (-)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
 3 ()内は、前年比である。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

令和3年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3 図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和3年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

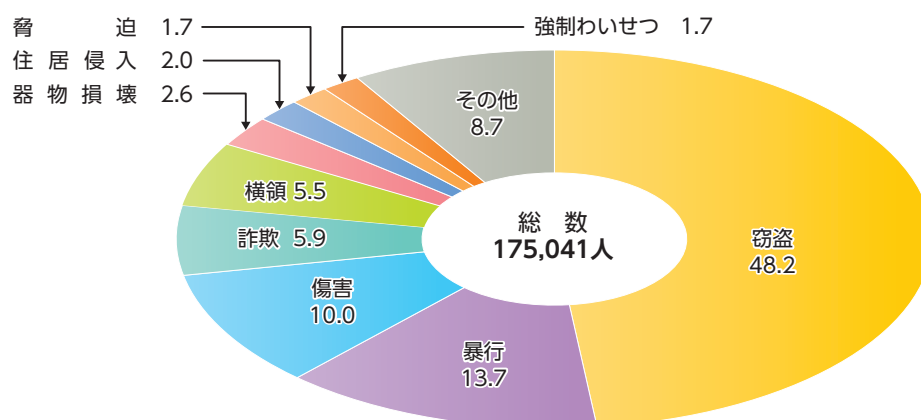
2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しており、令和3年は17万5,041人（前年比7,541人（4.1%）減）であった（1-1-1-1 図 CD-ROM参照）。

令和3年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4 図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2 表参照）。

1-1-1-4 図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和3年)

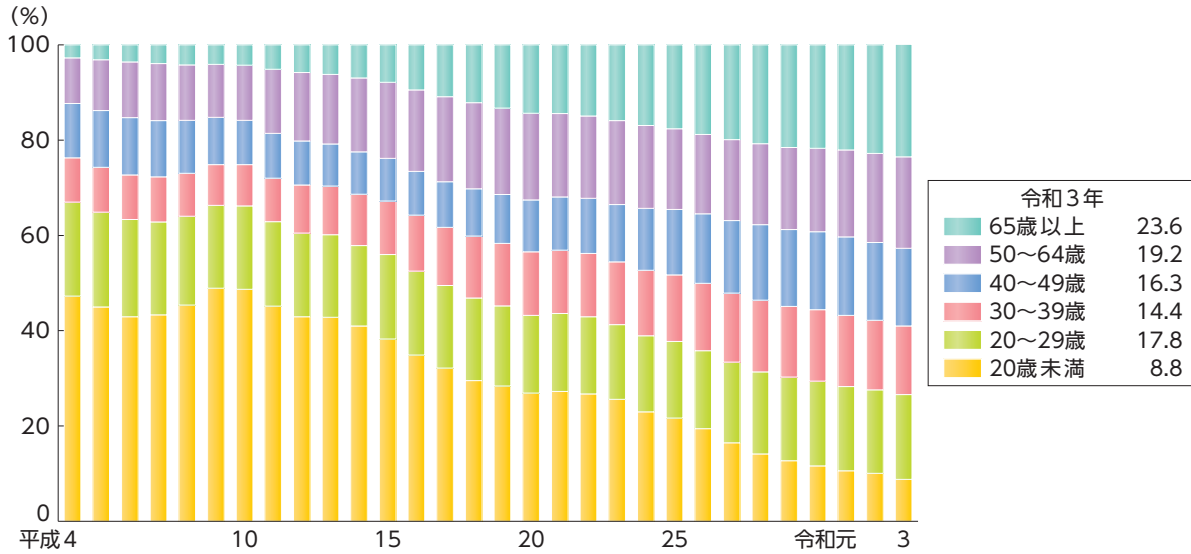


注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5 図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成4年には2.7%（7,741人）であったが、令和3年は23.6%（4万1,267人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる（高齢者犯罪の動向については、第4編第8章参照）。一方、20歳未満の者の構成比は、平成4年には47.3%（13万4,692人）であったが、その後減少傾向にあり、令和2年に9.8%（1万7,904人）と、昭和48年以来初めて10%を下回り、令和3年は8.8%（1万5,349人）であった（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5 図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成4年～令和3年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

令和3年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（女性犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6 表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和3年)

罪 名	総 数	男 性	女 性	女性比
刑 法 犯	175,041 (100.0)	135,802	39,239	22.4
殺 人	848 (0.5)	664	184	21.7
〔 嬰 児 殺 〕	8 (0.0)	-	8	100.0
強 盗	1,460 (0.8)	1,356	104	7.1
放 火	534 (0.3)	395	139	26.0
暴 行	23,993 (13.7)	20,577	3,416	14.2
傷 害	17,525 (10.0)	15,860	1,665	9.5
恐 喝	1,230 (0.7)	1,102	128	10.4
窃 盗	84,360 (48.2)	56,639	27,721	32.9
〔 万 引 き 〕	50,369 (28.8)	29,225	21,144	42.0
詐 欺	10,400 (5.9)	8,398	2,002	19.3
横 領	9,617 (5.5)	8,294	1,323	13.8
遺失物等横領	8,680 (5.0)	7,553	1,127	13.0
偽 造	991 (0.6)	755	236	23.8
そ の 他	24,083 (13.8)	21,762	2,321	9.6

注 1 警察庁の統計による。
2 () 内は、罪名別構成比である。
3 [] 内は、犯行の手段であり、殺人又は窃盗の内数である。
4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移していたものの、26年以降再び上昇しており、令和3年は46.6%（前年比1.1pt上昇）であった（1-1-1-1 図 CD-ROM参照）。

令和3年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

犯罪白書では、これまで我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯、特別法犯、危険運転致死傷・過失運転致死傷等といった分類に従い、その分類ごとに動向を概観・分析してきた。分類ごとに犯罪の性質等が異なることから、このような分類に沿った詳細な分析は重要であり、今後も継続していくべきと考えるが、他方で、我が国における犯罪の全体像を捉えようとするときは、この分類ごとに見るだけでは必ずしも十分ではない。

そこで、このコラムでは、我が国における犯罪の全体像を把握するため、まずは（ア）刑法犯、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）について、横並びにして比較すべく、それぞれの検挙件数の合計を見ることとした。警察以外により検挙されたものも含め、令和3年における司法警察職員による上記（ア）ないし（エ）の検挙件数及び構成比を見ると、**図1**のとおりである。刑法犯の検挙件数は、全体の約3割を占めているにすぎないことが分かる。

もっとも、**図1**は、飽くまでも司法警察職員による検挙件数を合算したものであるから、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するためには、検挙には至らなかった犯罪についても考慮する必要がある。そこで、（ア）刑法犯については、警察による認知件数を、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等については、人身事故件数を、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）については、検挙件数をそれぞれ用いて合算することを試みたのが**図2**である。**図2**は、厳密には概念が一致しない数値を合算した図であることに留意が必要であるものの、検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージすることが可能である。

図1

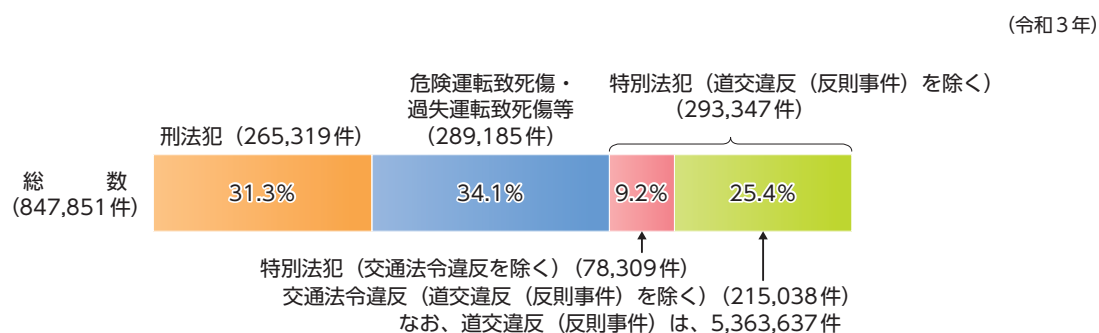
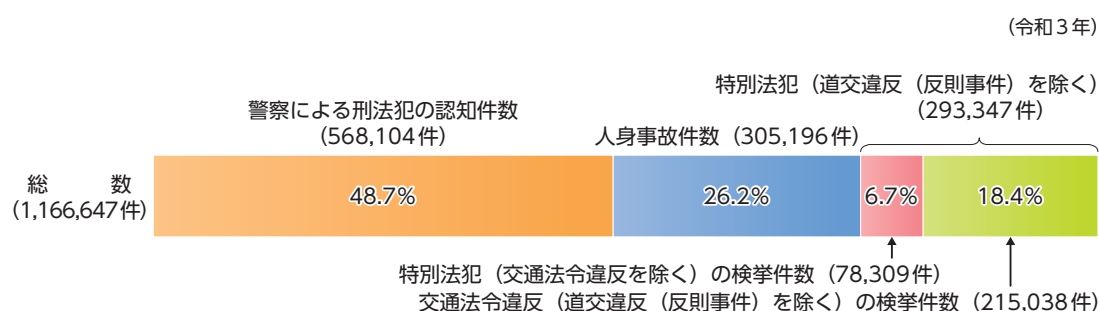


図2

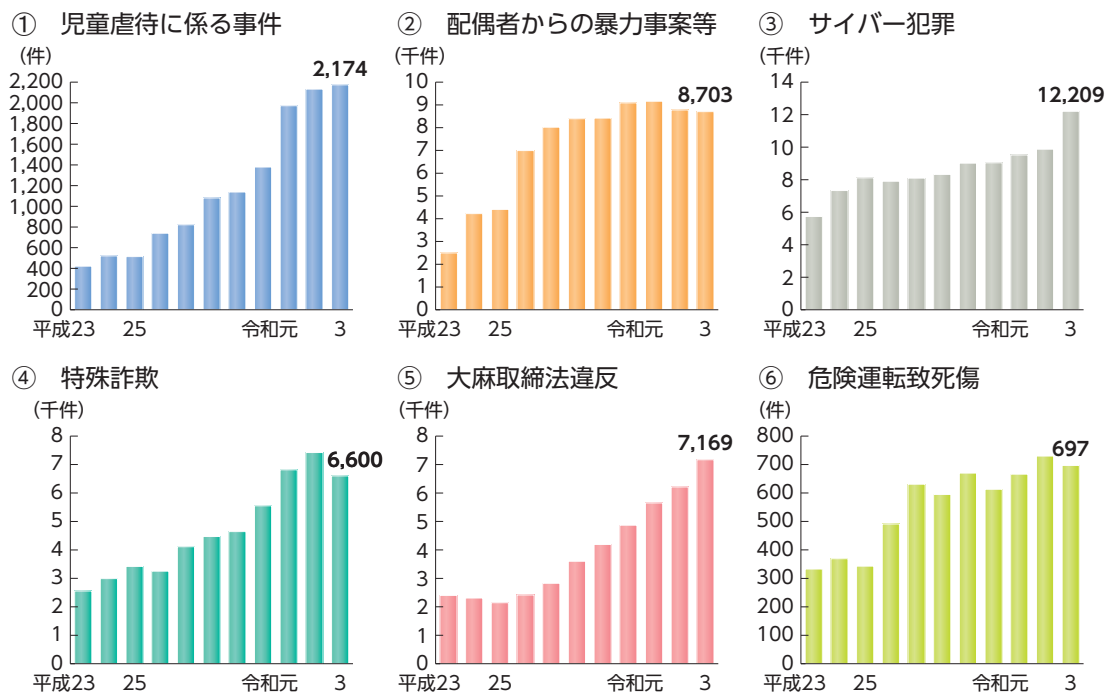


以上のほか、警察等の司法警察職員が把握できなかった犯罪が存在することにも、留意すべきである。すなわち、被害者が犯罪被害に遭いながらも、警察等への届出等を行わなかったいわゆる暗数も存在するのであり、我が国における犯罪の脅威は、これらをも考慮して考える必要がある。

個別の犯罪類型ごとに見ても、我が国における犯罪情勢がまだまだ決して安心できる状況にはないことが分かる。図3のとおり、例えば、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷は、いずれも検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にあり、特に留意が必要である。

図3

(平成23年～令和3年)



以上のとおり、我が国の犯罪情勢については、改善傾向が続いている一方で、留意すべき点もあることからすれば、その詳しい動向について、引き続き注視していく必要がある。

注 図1 (1) 法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した(詳細はCD-ROM参照)。(2) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料、水産庁資源管理部の資料及び法務省矯正局の資料による。(3) 警察による交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)の検挙件数は、送致件数を計上している。(4) 警察以外による検挙件数は、漁業監督官(吏員)によるものを除き、送致件数を計上している。(5) 罪種が不詳のものは、刑法犯に計上している。

図2 (1) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等については、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数の数値を参考として用いた。特別法犯(交通法令違反を除く。)及び交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる数値は検挙件数であることから、これを参考として用いた。(2) 「人身事故」は、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。(3) 「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。(4) 図1の脚注(1)、(3)及び(4)に同じ。(5) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。

図3 (1) ①・②は警察庁生活安全局の資料、③は警察庁サイバー警察局の資料、④は警察庁刑事局の資料、⑤は厚生労働省医薬・生活衛生局の資料、⑥は警察庁の統計に、それぞれによる。(2) 詳細については、①につき第4編第6章第1節、②につき同章第2節、③につき同編第5章、④につき第1編第1章第2節3項(4)、⑤につき第4編第2章第1節2項、⑥につき同編第1章第2節2項を、それぞれ参照。

第2節 主な刑法犯

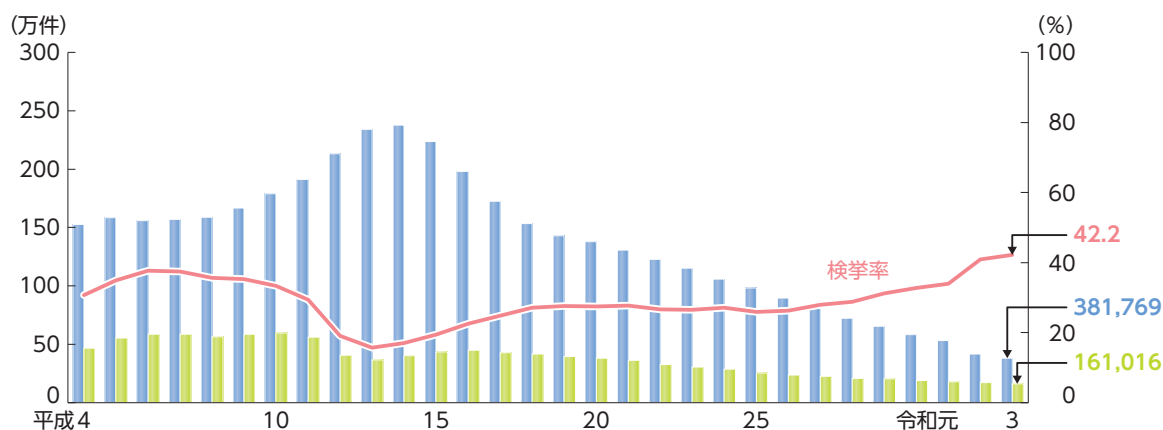
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める(1-1-1-3図参照)。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も、戦後最多を記録した同年(237万7,488件)をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降、毎年戦後最少を更新し続け、令和3年は、38万1,769件(前年比3万5,522件(8.5%)減)であった。検挙件数は、平成17年から減少し続けており、令和3年は、16万1,016件(同9,671件(5.7%)減)であった。検挙率は、前年より1.3pt上昇し、42.2%であった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,463件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続け、令和3年は、18万6,335件(前年比1万605件(5.4%)減)であった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和3年は55.5%(同0.4pt上昇)であった(1-1-1-1図CD-ROM参照。新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における窃盗の認知件数の動向については、第7編第3章第2節1項参照)。

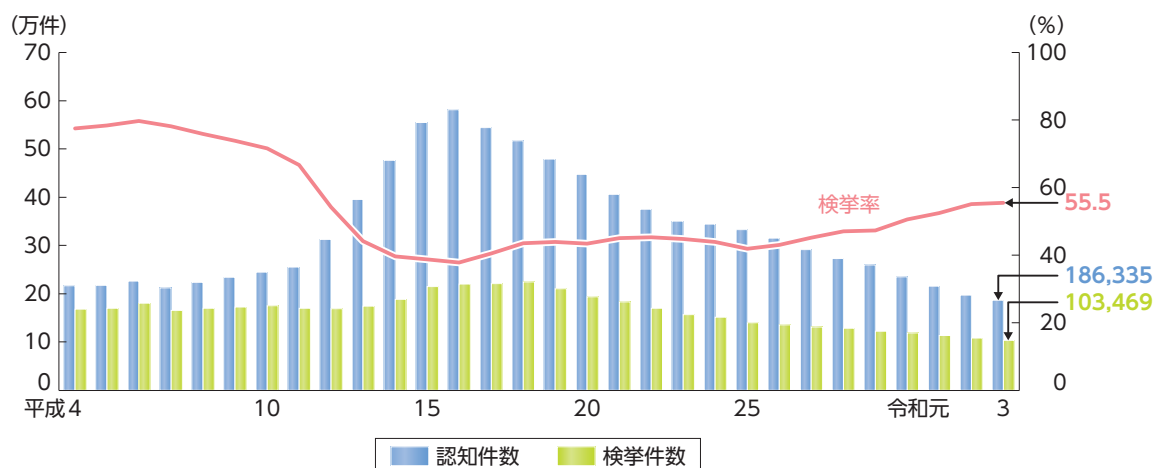
1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移(窃盗・窃盗を除く刑法犯別)

(平成4年～令和3年)

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯



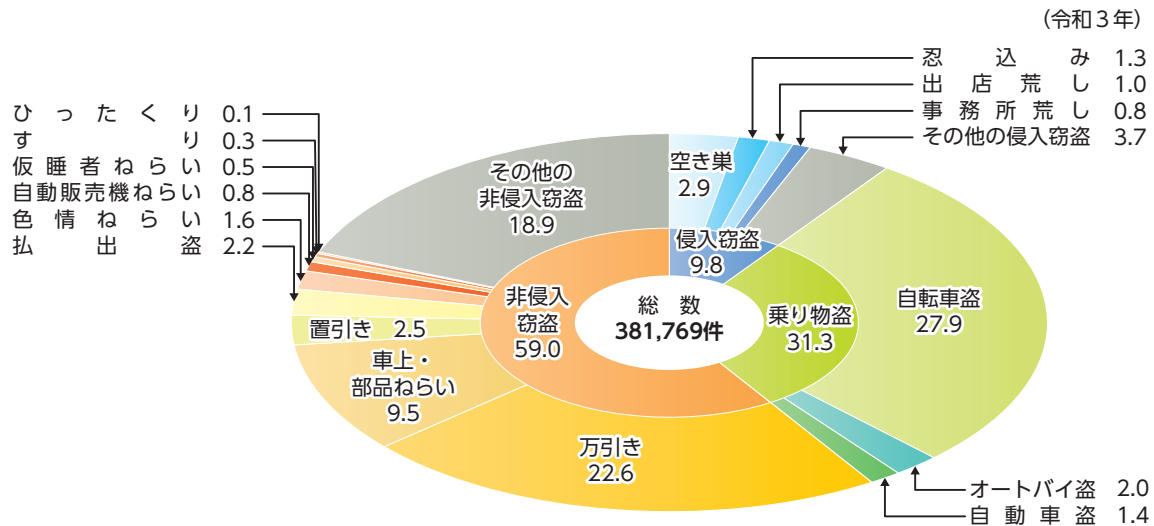
注 1 警察庁の統計による。

2 ②の平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

1 窃盗

令和3年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。

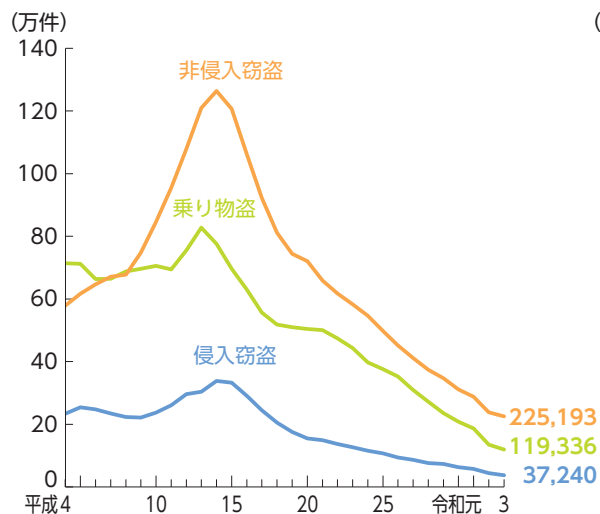
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における窃盗の態様別、手口別の認知件数の動向については、第7編第3章第2節1項参照。

特殊詐欺（本節3項（4）参照）に関係する手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの）の認知件数は、近年増加傾向にあったが、令和3年は払出盗が8,431件（前年比6.0%減）と前年から減少し、職権盗が2,228件（同21.5%減）と前年に引き続き大きく減少した（警察庁の統計による。）。

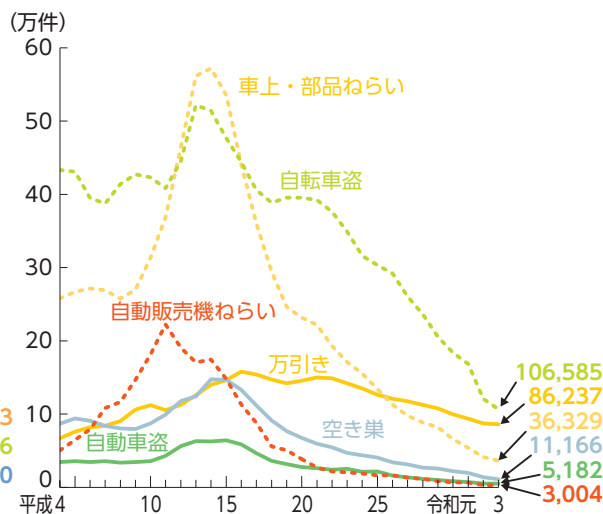
1-1-2-3 図 窃盗 認知件数の推移（態様別、手口別）

（平成4年～令和3年）

① 態様別



② 手口別

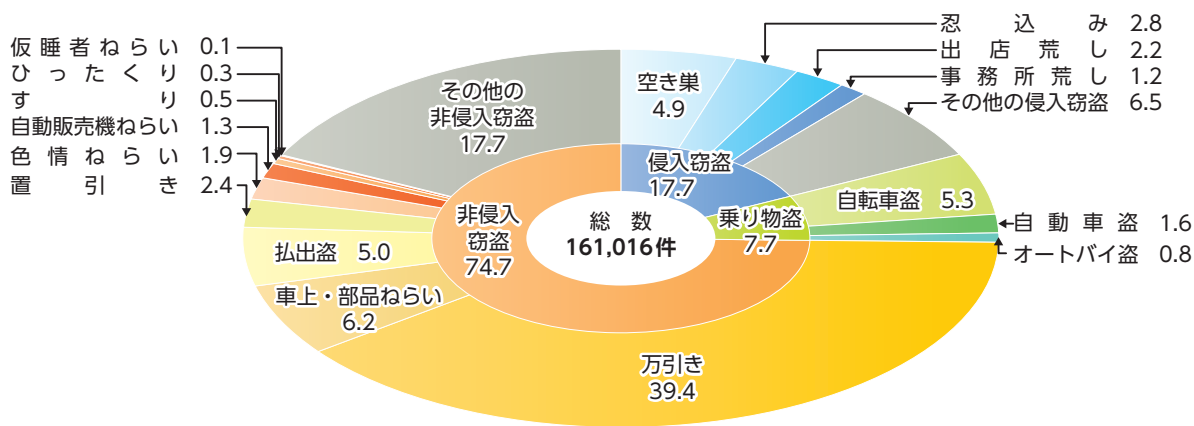


注 警察庁の統計による。

令和3年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4 図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-4 図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

（令和3年）



注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

令和3年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（76.4%）、非侵入窃盗（53.4%）、乗り物盗（10.4%）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは73.6%であった（警察庁の統計による。）。

2 強制性交等・強制わいせつ

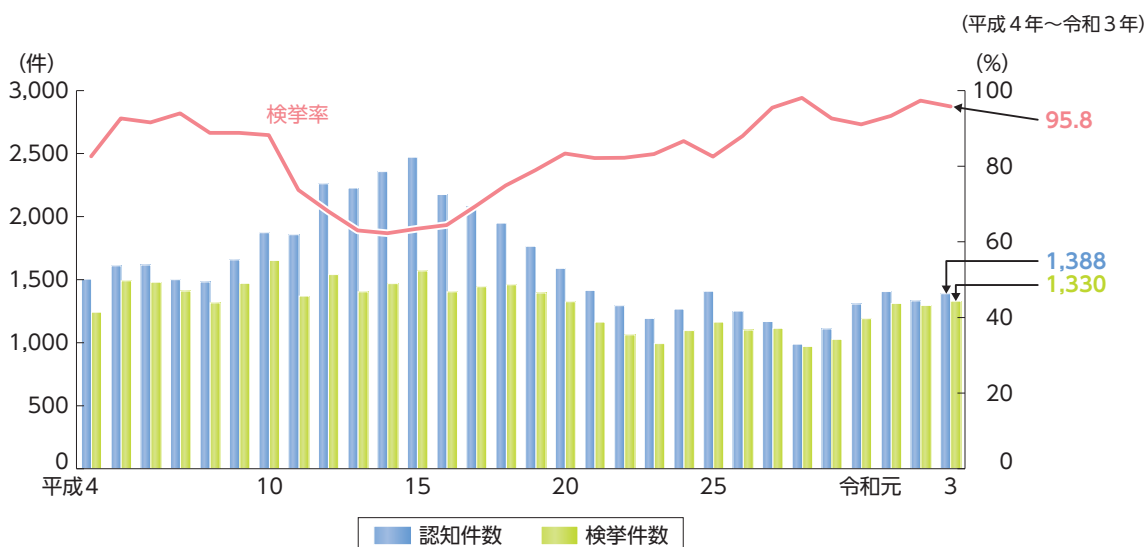
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）の罪は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者性交等の罪と共に、非親告罪とされた。

強制性交等（前記改正前は強姦及び準強姦であり、改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年から令和元年までやや増加し、2年は前年より減少したが、3年は前年より増加して1,388件（前年比56件（4.2%）増。なお、前記改正によって対象が拡大した点には留意する必要がある。）であり、うち女性を被害者とするものは1,330件であった（**6-1-3-1表**参照）。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から増加傾向にあり、令和3年は1,330件（同33件（2.5%）増）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年以降は、いずれの年も90%台と高水準で推移しており、令和3年は95.8%（同1.6pt低下）であった。

このうち、令和3年における監護者性交等の認知件数は88件、検挙件数は82件（検挙率は93.2%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、肛門性交のみ、口腔性交のみ、又は肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする強制性交等について、令和3年に第一審判決があったものとして法務省刑事局に対し各検察庁から報告があった件数は、83件であった（法務省刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



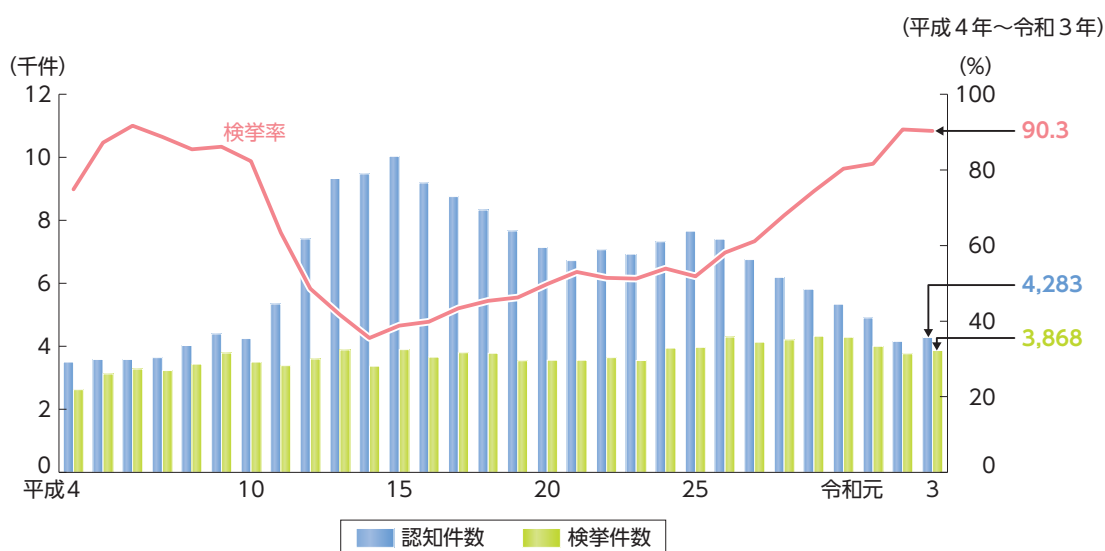
注 1 警察庁の統計による。

2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

強制わいせつ（前記改正前は準強制わいせつを含み、改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-6図のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年まで増加傾向にあったが、26年から減少し続け、令和2年には前年比746件（15.2%）減と大きく減少したところ、3年は前年よりやや増加して4,283件（前年比129件（3.1%）増。なお、前記改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が、強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点には留意する必要がある。）であった。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台で推移していたが、令和元年に再び3,000件台となり、3年は3,868件（同102件（2.7%）増）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあったところ、令和3年は前年からわずかに低下し、90.3%（同0.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和3年における監護者わいせつの認知件数は102件、検挙件数は99件（検挙率は97.1%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

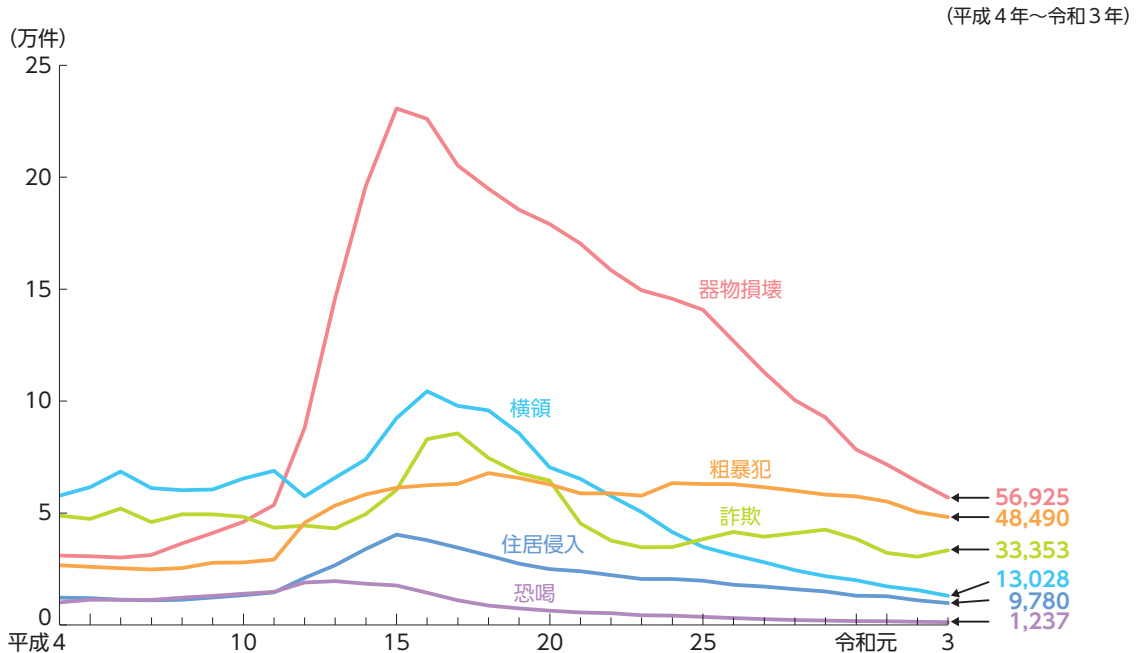
1-1-2-6図 強制わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



3 その他の刑法犯

窃盗及び強姦性交等・強制わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

1-1-2-7図 その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）

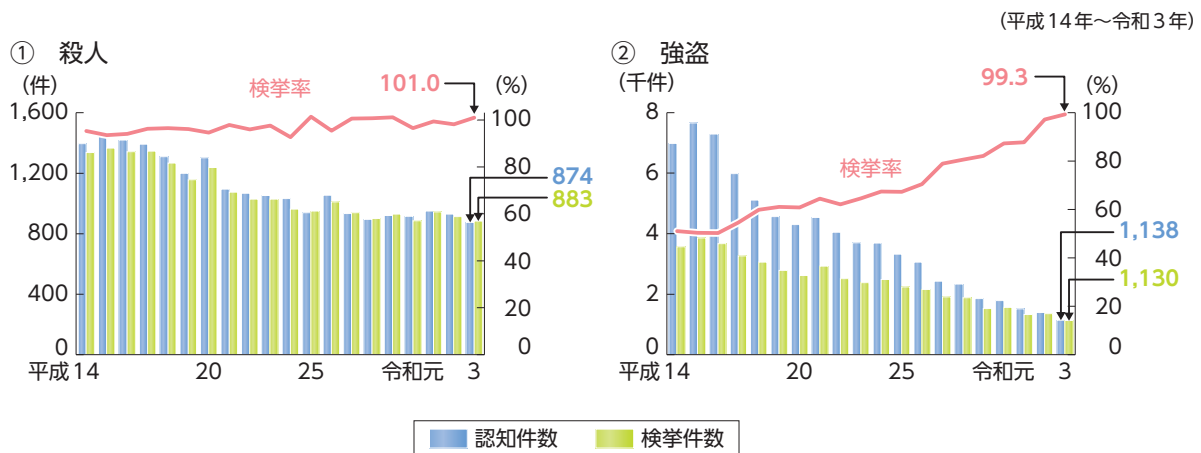


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

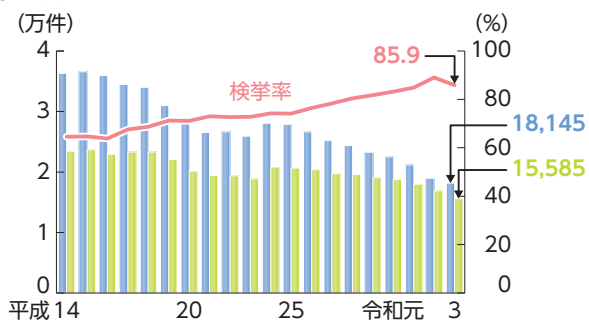
認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-8図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。

なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等についてはCD-ROM参照。

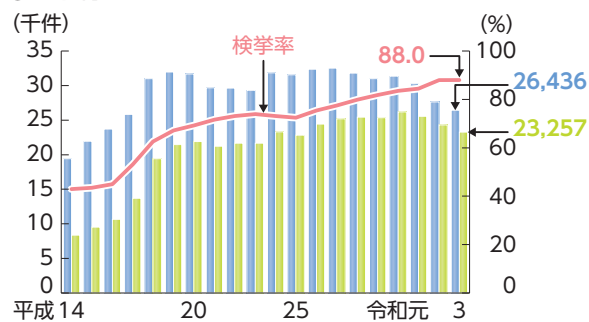
1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）



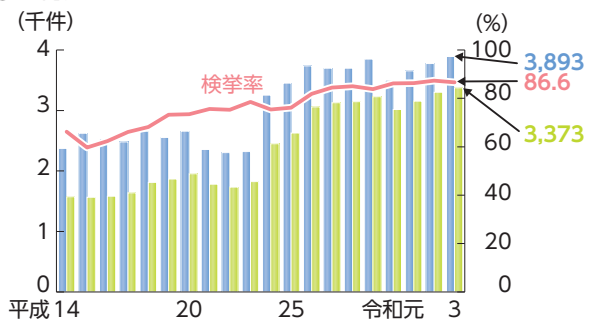
③ 傷害



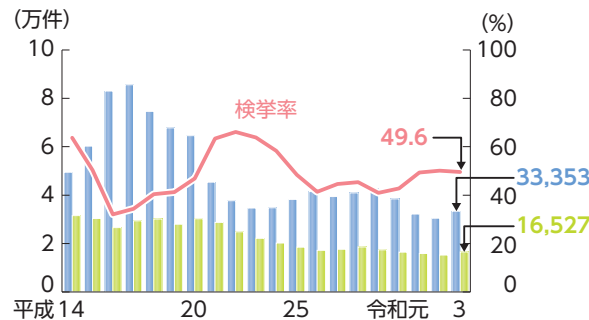
④ 暴行



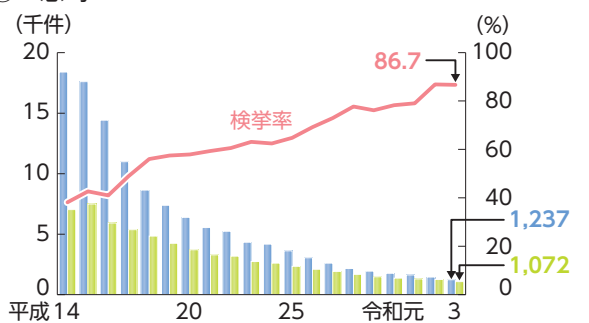
⑤ 脅迫



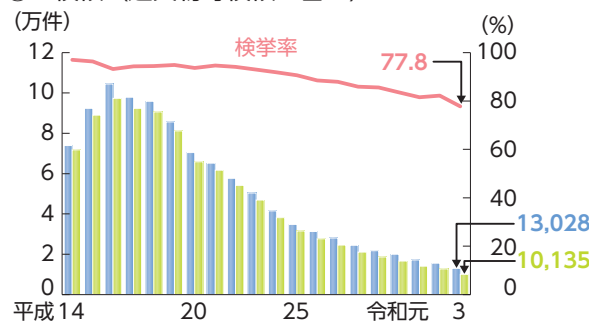
⑥ 詐欺



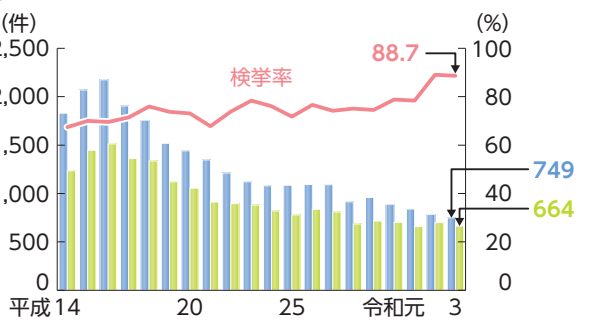
⑦ 恐喝



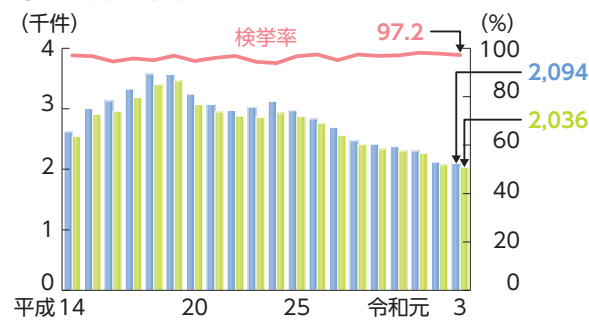
⑧ 横領 (遺失物等横領を含む)



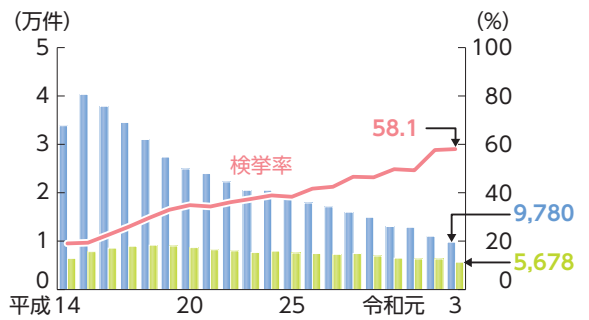
⑨ 放火



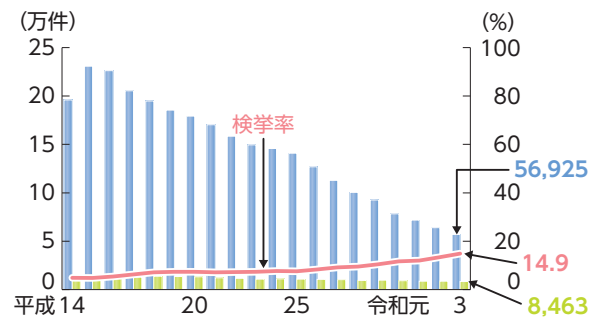
⑩ 公務執行妨害



⑪ 住居侵入



⑫ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。
2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

(1) 殺人 (1-1-2-8図①)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移していたが、令和3年は戦後最少の874件（前年比55件（5.9%）減）であった。検挙率は、安定して高い水準（3年は101.0%）にある。

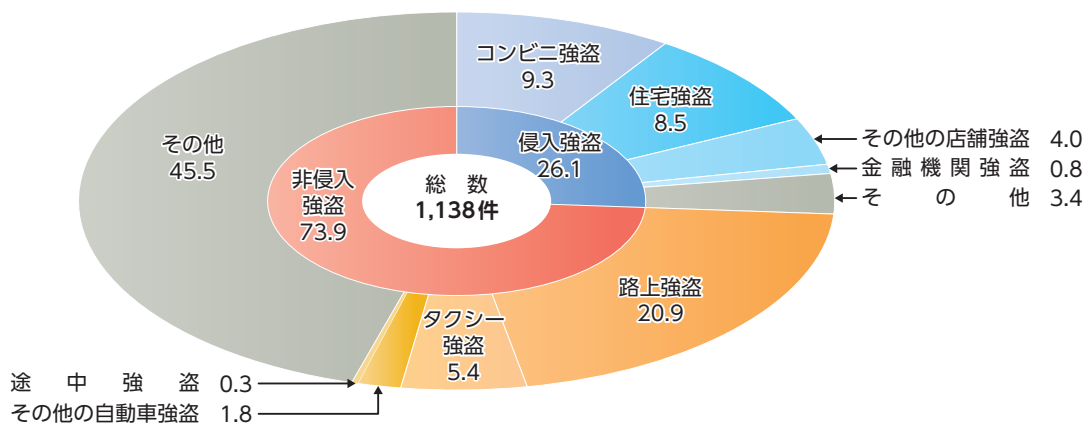
(2) 強盗 (1-1-2-8図②)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向にあり、令和3年は1,138件（前年比259件（18.5%）減）と戦後最少を更新した。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和3年は99.3%（同2.1pt上昇）であった。

令和3年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

(令和3年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。
 3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

(3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8図③～⑤)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和3年は1万8,145件（前年比818件（4.3%）減）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移していたが、令和元年から減少しており、3年は2万6,436件（前年比1,201件（4.3%）減）であった。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたが、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移しており、令和3年は3,893件（同115件（3.0%）増）であった。いずれの検挙率も、平成16年前後からおおむね上昇傾向にある。

(4) 詐欺(1-1-2-8図⑥)

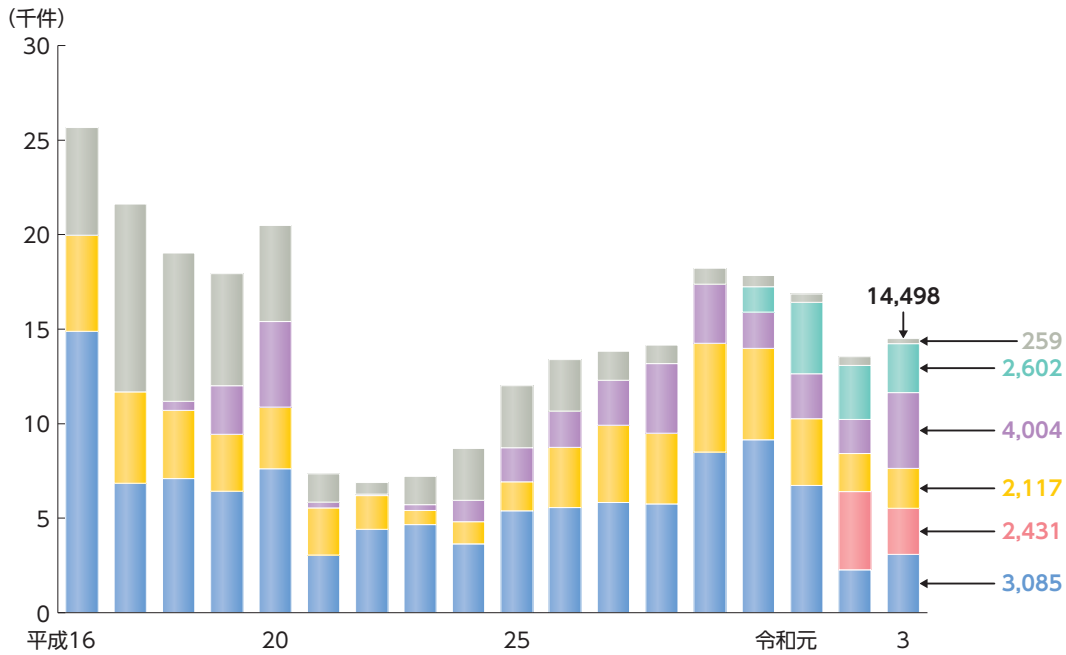
詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した。その後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少したが、令和3年は、前年から増加し、3万3,353件(前年比2,885件(9.5%)増)であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和3年は、前年からわずかに低下し、49.6%(同0.6pt低下)であった。

特殊詐欺(被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗(警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの)を含む。)の総称)の認知件数、検挙件数及び被害総額(現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額(以下「ATM引出し額」という。)の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。)の推移(統計の存在する平成16年以降)は、1-1-2-10図のとおりである。令和3年は、還付金詐欺(税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件)の認知件数が、前年と比較して2,200件(122.0%)増加した一方、預貯金詐欺(親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)もの)の認知件数は、前年と比較して1,704件(41.2%)減少した。3年の特殊詐欺全体としての被害総額は、約282億円(前年比1.1%減)であった(警察庁刑事局の資料による)。

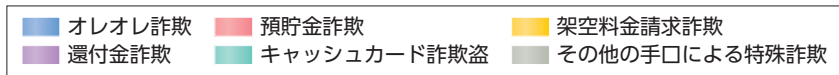
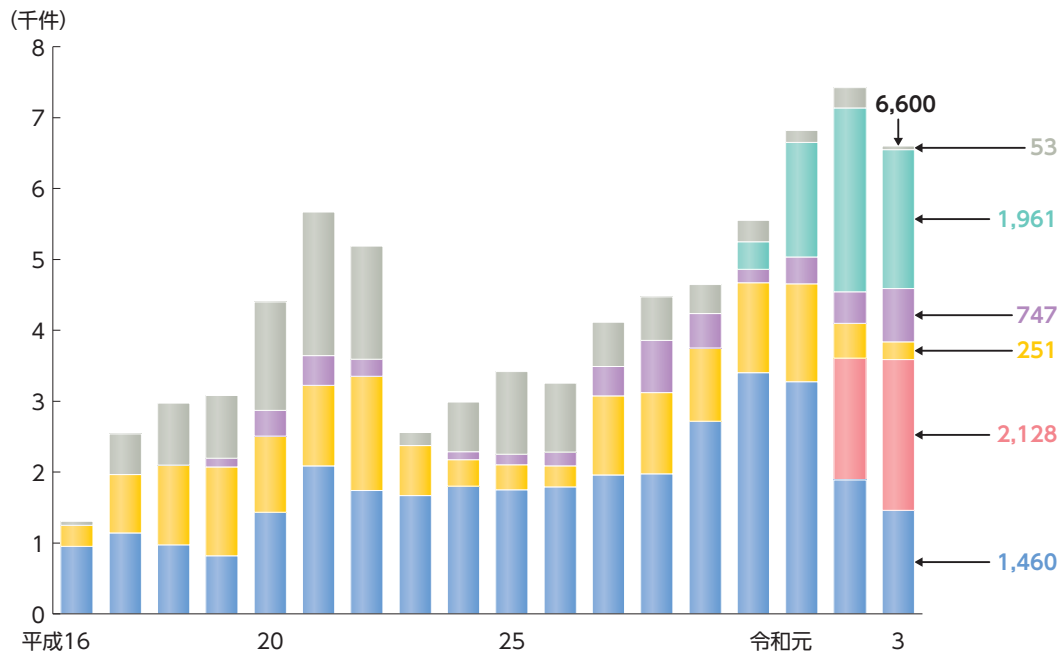
なお、新型コロナウイルス感染症に関連する特殊詐欺を始めとした詐欺事案については、第7編第3章第1節1項(2)を、同感染症の感染拡大下における経済対策として新設された制度を悪用した詐欺事案については、同節2項を、同感染症の感染拡大下における特殊詐欺の動向については、同章第3節1項を、それぞれ参照。

(平成16年～令和3年)

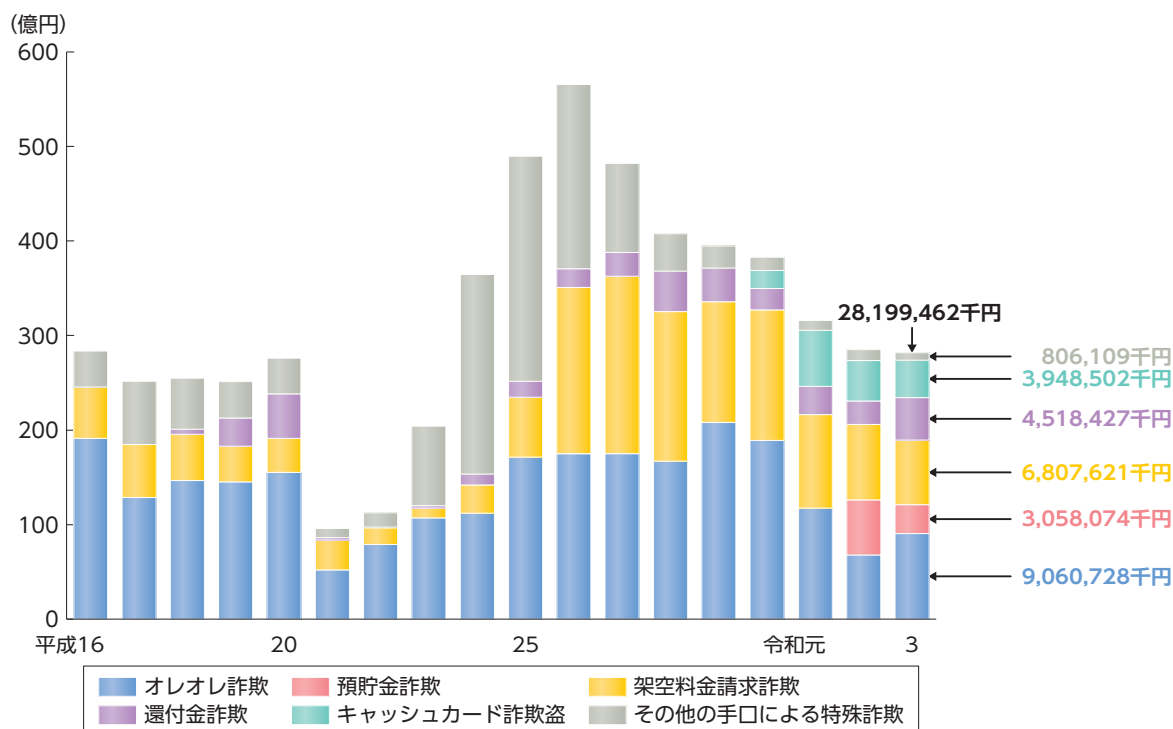
① 認知件数



② 検挙件数



③ 被害総額



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。
- 3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
- 4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。
- 5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
- 6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
- 7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいう。
- 8 「その他の手口による特殊詐欺」は、特殊詐欺のうち、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺をいう。
- 9 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年～3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
- 10 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、同キャッシュカード等を使用してATMから引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
- 11 金額については、千円未満切捨てである。

(5) 恐喝 (1-1-2-8図⑦)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けており、令和3年は1,237件（前年比209件（14.5%）減）であった。

(6) 横領 (1-1-2-8図⑧)

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けており、令和3年は1万3,028件（前年比2,514件（16.2%）減）であった。

(7) 放火 (1-1-2-8図⑨)

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和3年は749件（前年比37件（4.7%）減）であった。

(8) 公務執行妨害 (1-1-2-8図⑩)

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあり、令和3年は2,094件（前年比24件（1.1%）減）であった。

(9) 住居侵入 (1-1-2-8図⑪)

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和3年は9,780件（前年比1,241件（11.3%）減）であった。

(10) 器物損壊 (1-1-2-8図⑫)

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けており、令和3年は5万6,925件（前年比7,164件（11.2%）減）であった。検挙率は、平成15年まで低下した後、16年から上昇傾向にあり、令和3年は14.9%（同1.5pt上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

第1節 主な統計データ

令和3年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和3年の主な統計データ（特別法犯）

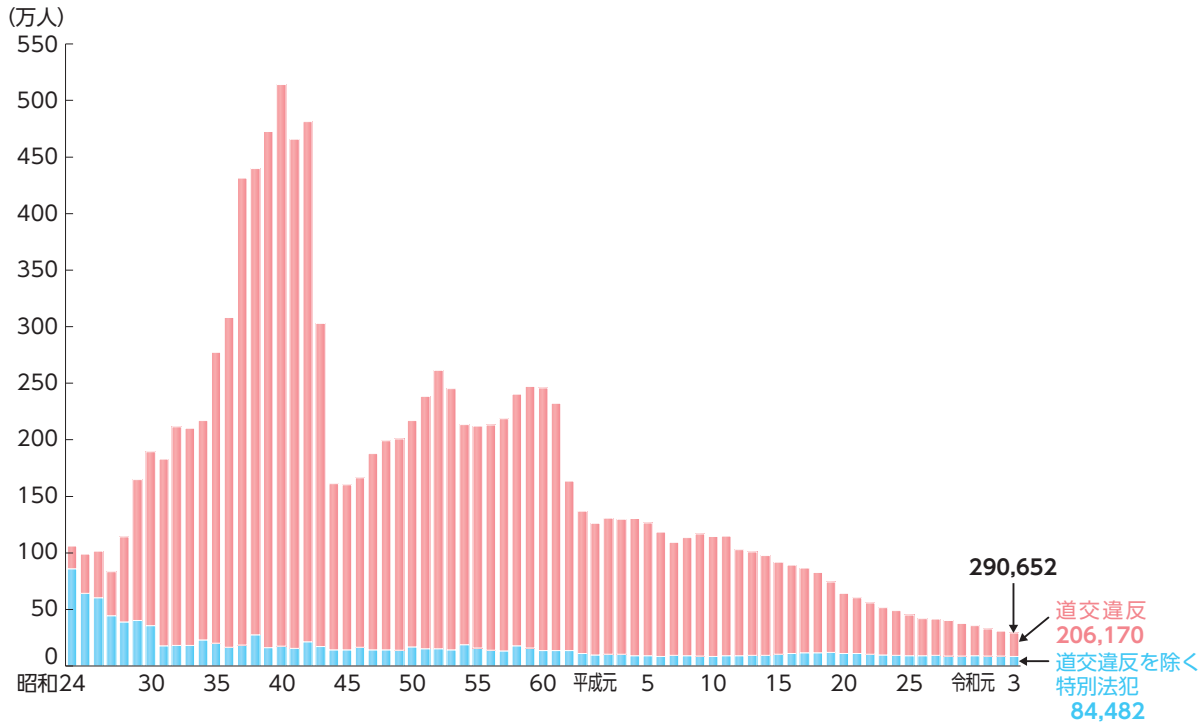
	検察庁新規受理人員	（構成比）	（前年比）
① 道路交通法違反	205,354人	(70.7%)	(−13,186人、−6.0%)
② 覚醒剤取締法違反	12,820人	(4.4%)	(−824人、−6.0%)
③ 大麻取締法違反	8,217人	(2.8%)	(+974人、+13.4%)
④ 軽犯罪法違反	7,636人	(2.6%)	(−631人、−7.6%)
⑤ 廃棄物処理法違反	7,607人	(2.6%)	(−58人、−0.8%)
⑥ 銃刀法違反	5,401人	(1.9%)	(−422人、−7.2%)
⑦ 入管法違反	5,212人	(1.8%)	(−2,224人、−29.9%)
⑧ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反	3,093人	(1.1%)	(+29人、+0.9%)
⑨ 自動車損害賠償保障法違反	3,088人	(1.1%)	(−124人、−3.9%)
⑩ 犯罪収益移転防止法違反	2,448人	(0.8%)	(−54人、−2.2%)
その他	29,776人	(10.2%)	
総数	290,652人	(100.0%)	(−16,916人、−5.5%)
	【平成14年総数】		【平成14年比】
	976,232人		[−685,580人、−70.2%]

注 1 検察統計年報による。
2 「道路交通法違反」は、保管場所法違反を含まない。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**1-2-1-1図**のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。平成元年から11年までは増減を繰り返していたが、12年からは22年連続で減少しており、18年からは、昭和24年以降における最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加し、19年（11万9,813人）をピークとして、その後は増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあり、令和3年は8万4,482人（前年比3,855人（4.4%）減）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1 図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和3年)

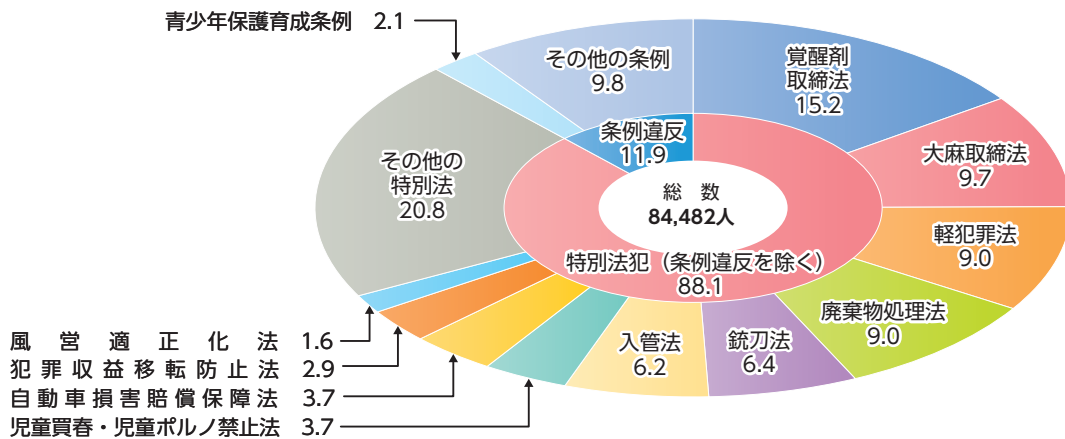


注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による廃止前の道路交通取締法（昭和22年法律第130号）及び同法施行令（昭和28年政令第261号）、同法による廃止前の自動車取締令（昭和8年内務省令第23号）並びに昭和28年総理府令第54号による廃止前の道路交通取締令（昭和22年内務省令第40号）の各違反を含む。

令和3年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2 図のとおりである。

1-2-1-2 図 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和3年)



注 1 検察統計年報による。
 2 道交違反を除く。

迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、近年減少傾向にあり、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比874件（31.3%）減）し、3年は1,931件（同16件（0.8%）増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、1-2-2-1図のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1、2、4及び5の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和3年は5,401人（前年比7.2%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、3年6月、同法が改正され（令和3年法律第69号）、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法所持に対する罰則の新設等が行われた（4年3月施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年（7,665人）に増加し（前年比8.8%増）、3年は7,607人（同0.8%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、平成29年6月、同法が改正され（平成29年法律第61号）、産業廃棄物管理票の交付・写し送付・回付義務違反、虚偽交付、虚偽記載、写し保存義務違反等産業廃棄物管理票に関連する罰則の法定刑の引上げ等が行われた（30年4月施行）。

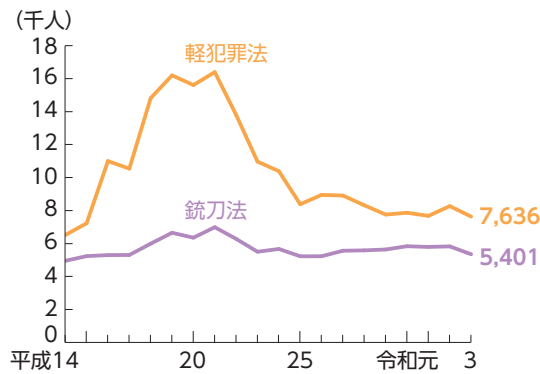
風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあり、令和3年は1,336人（前年比14.9%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、29年以降は3,000～3,500人台で推移しており、令和3年は3,093人（前年比0.9%増）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

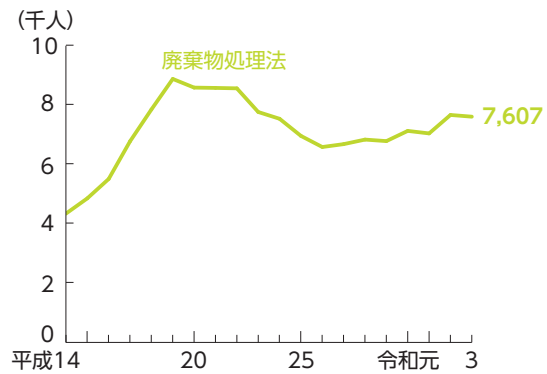
なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

(平成14年～令和3年)

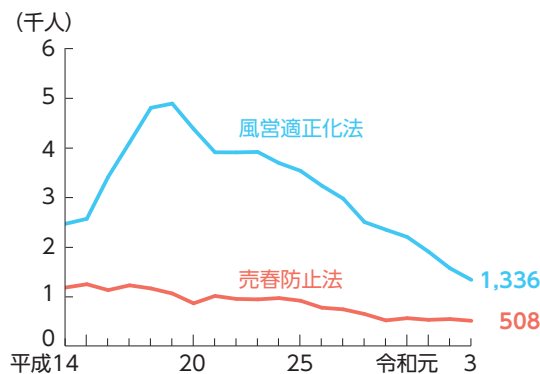
① 保安関係



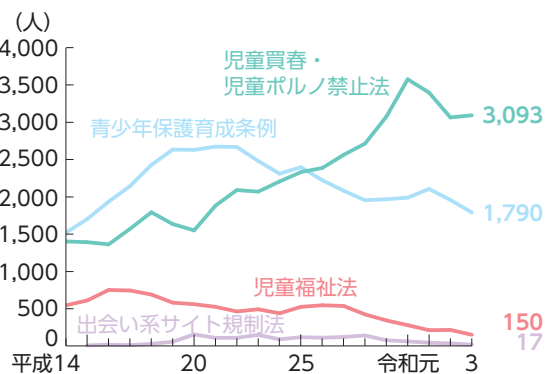
② 環境関係



③ 風紀関係



④ 児童買春・児童ポルノ禁止法等



注 検察統計年報による。

令和3年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の566人から468人に減少した（CD-ROM資料1-4参照）。

令和3年における各種選挙違反の検挙人員（警察が検挙した公職選挙法違反に限る。）は、前年の45人から215人に増加した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が117人（54.4%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」及び「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」がそれぞれ24人（11.2%）、「文書図画に関する制限違反」が14人（6.5%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され（令和2年法律第41号）、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、前記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた（同年9月施行）。

第1節 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の5か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注1）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する（注2）。UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、強盗、窃盗及び性暴力について、前記5か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後とも数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

注2 dataUNODCから入手できなかった数値等のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**、**1-3-1-3表**及び**1-3-1-4表**の各表の脚注1のとおりである。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（令和元年（2019年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-1表**のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2015年	363	0.3
2016	362	0.3
2017	306	0.2
2018	334	0.3
2019	319	0.3

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2015年	375	0.7
2016	356	0.7
2017	301	0.6
2018	309	0.6
2019	297	0.6

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2015年	1,012	1.6
2016	884	1.4
2017	813	1.3
2018	779	1.2
2019	861	1.3

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2015年	682	0.8
2016	963	1.2
2017	813	1.0
2018	788	0.9
2019	623	0.7

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2015年	622	0.9
2016	758	1.1
2017	779	1.2
2018	723	1.1
2019	760	1.1

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2015年	15,883	4.9
2016	17,413	5.4
2017	17,294	5.3
2018	16,374	5.0
2019	16,669	5.1

注 1 dataUNODC (令和4年(2022年)8月17日確認)及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版(World Population Prospects 2019)による。

2 「殺人」は、dataUNODCにおけるVictims of intentional homicideをいう。

3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。

4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 強盗

この項でいう「強盗」とは、dataUNODCにおける「Robbery」をいう。各国における「強盗」の発生件数及び発生率の推移(令和元年(2019年)までの最近5年間)を見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における強盗の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2015年	2,426	1.9
2016	2,332	1.8
2017	1,852	1.5
2018	1,787	1.4
2019	1,511	1.2

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2015年	1,446	2.8
2016	1,149	2.3
2017	967	1.9
2018	821	1.6
2019

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2015年	104,116	161.5
2016	32,876	50.8
2017	30,956	47.7
2018	28,553	43.9
2019	28,524	43.8

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2015年	44,666	54.6
2016	43,009	52.3
2017	38,849	47.0
2018	36,756	44.2
2019	36,052	43.2

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2015年	53,270	80.9
2016	61,440	92.7
2017	79,212	118.7
2018
2019

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2015年	328,100	102.3
2016	332,800	103.0
2017	320,600	98.6
2018	281,300	86.0
2019	268,000	81.4

注 1 「発生件数」は、dataUNODC (令和4年(2022年)7月3日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年から2019年までの「日本」の数値は、警察庁刑事局の資料による。

2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版(World Population Prospects 2019)による。

3 「強盗」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Robbery」をいう。

4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。

5 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。

6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」、「Theft of a motorized vehicle」及び「Theft」という三つの種類の総計をいう。各国における「窃盗」の発生件数及び発生率の推移(令和元年(2019年)までの最近5年間)を手口別に見ると、1-3-1-3表のとおりである。

1-3-1-3表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

① 日本

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
	発生件数	(発生率)						
2015年	547,030	(427.4)	86,373	(67.5)	49,307	(38.5)	411,350	(321.4)
2016	486,933	(381.1)	76,477	(59.9)	35,959	(28.1)	374,497	(293.1)
2017	450,117	(353.0)	73,122	(57.3)	30,397	(23.8)	346,598	(271.8)
2018	398,262	(313.1)	62,745	(49.3)	23,920	(18.8)	311,597	(245.0)
2019	363,862	(286.8)	57,808	(45.6)	18,398	(14.5)	287,656	(226.8)

② 韓国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
	発生件数	(発生率)						
2015年	317,721	(625.2)	67,260	(132.3)	4,608	(9.1)	245,853	(483.7)
2016	254,283	(498.8)	47,745	(93.6)	3,501	(6.9)	203,037	(398.2)
2017	222,171	(434.8)	35,681	(69.8)	2,733	(5.3)	183,757	(359.6)
2018	212,226	(414.7)	32,710	(63.9)	2,707	(5.3)	176,809	(345.5)
2019	220,462	(430.4)	30,853	(60.2)	2,652	(5.2)	186,957	(365.0)

③ フランス

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
	発生件数	(発生率)						
2015年	1,944,688	(3,017.2)	379,253	(588.4)	168,072	(260.8)	1,397,363	(2,168.0)
2016	1,925,847	(2,978.1)	382,910	(592.1)	161,512	(249.8)	1,381,425	(2,136.2)
2017	…	(…)	382,828	(590.4)	…	(…)	874,768	(1,349.1)
2018	…	(…)	355,283	(546.7)	…	(…)	859,978	(1,323.2)
2019	…	(…)	353,067	(542.1)	…	(…)	878,413	(1,348.7)

④ ドイツ

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
	発生件数	(発生率)						
2015年	1,869,447	(2,285.7)	463,929	(567.2)	56,563	(69.2)	1,348,955	(1,649.3)
2016	1,782,844	(2,169.1)	432,730	(526.5)	59,633	(72.6)	1,290,481	(1,570.0)
2017	1,575,718	(1,906.3)	365,182	(441.8)	54,114	(65.5)	1,156,422	(1,399.0)
2018	1,459,327	(1,755.6)	326,409	(392.7)	50,440	(60.7)	1,082,478	(1,302.2)
2019	1,385,109	(1,658.5)	311,231	(372.7)	48,557	(58.1)	1,025,321	(1,227.7)

⑤ 英国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
	発生件数	(発生率)						
2015年	1,986,414	(3,016.1)	427,805	(649.6)	88,591	(134.5)	1,470,018	(2,232.0)
2016	2,116,118	(3,191.8)	435,779	(657.3)	103,932	(156.8)	1,576,407	(2,377.8)
2017	2,261,010	(3,388.4)	459,600	(688.8)	118,456	(177.5)	1,682,954	(2,522.1)
2018	2,273,426	(3,386.0)	443,035	(659.9)	126,516	(188.4)	1,703,875	(2,537.7)
2019	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)

⑥ 米国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
	発生件数	(発生率)						
2015年	8,024,200	(2,500.7)	1,587,600	(494.8)	713,100	(222.2)	5,723,500	(1,783.7)
2016	7,928,500	(2,454.5)	1,516,400	(469.5)	767,300	(237.5)	5,644,800	(1,747.5)
2017	7,682,900	(2,363.4)	1,397,000	(429.7)	772,900	(237.8)	5,513,000	(1,695.9)
2018	7,196,000	(2,200.0)	1,230,100	(376.1)	748,800	(228.9)	5,217,100	(1,595.0)
2019	6,925,700	(2,104.7)	1,117,700	(339.7)	721,900	(219.4)	5,086,100	(1,545.6)

注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和4年（2022年）7月3日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入りできなかった2017年及び2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。また、dataUNODCと警察庁刑事局の資料の数値が異なる2019年の「日本」の「窃盗」及び「その他の窃盗」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。

2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。

3 dataUNODCによる場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、「その他の窃盗」は同資料における「Theft」を、それぞれいう。

4 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。

5 ()内は、発生率（前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数）である。

6 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入り可能な年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。

7 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

4 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（令和元年（2019年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-4表**のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-4表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

① 日本			② 韓国			③ フランス		
年次	発生件数	発生率	年次	発生件数	発生率	年次	発生件数	発生率
2015年	7,922	6.2	2015年	21,286	41.9	2015年	33,283	51.6
2016	7,177	5.6	2016	22,200	43.5	2016	35,528	54.9
2017	6,918	5.4	2017	24,110	47.2	2017	39,943	61.6
2018	6,647	5.2	2018	23,478	45.9	2018	48,135	74.1
2019	6,305	5.0	2019	23,537	45.9	2019	55,229	84.8

④ ドイツ			⑤ 英国			⑥ 米国		
年次	発生件数	発生率	年次	発生件数	発生率	年次	発生件数	発生率
2015年	34,265	41.9	2015年	118,760	180.3	2015年	126,100	39.3
2016	37,166	45.2	2016	135,445	204.3	2016	132,400	41.0
2017	34,815	42.1	2017	166,104	248.9	2017	135,666	41.7
2018	40,585	48.8	2018	178,356	265.6	2018	143,765	44.0
2019	40,724	48.8	2019	…	…	2019	143,224	43.5

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和4年（2022年）8月17日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年から2019年までの「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
- 3 「性暴力」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Sexual violence (Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence (Rape)」のみのデータである。
 なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等（強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）及び強制わいせつ（準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）をいう。
- 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 5 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和2年（2020年）が317万4,219人（前年比84.2%減）、令和3年（2021年）が51万2,244人（同83.9%減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和2年（2020年）は173件（前年比58.6%減）、218人（同44.9%減）であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、**1-3-2-1表**のとおりである。国外における日本人による犯罪の件数は、例年に比べて減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で出国者数が大幅に減少したこともその一因と考えられる。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

(令和2年(2020年))

総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷・害 ・暴行	強制性交 等・強制 わいせつ	強盗	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
173 (100.0)	3 (1.7)	14 (8.1)	20 (11.6)	2 (1.2)	-	12 (6.9)	9 (5.2)	4 (2.3)	59 (34.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	-	42 (24.3)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
- 2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。
- 3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。
- 4 ()内は、構成比である。